

農業経営改善計画認定申請書

平成 年 月 日

市長 様

申請者 住所 市
氏名 立山 一郎 印
年 月 日生 (歳)

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項（農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和55年農林水産省令第34号）第13条）に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農業経営改善計画						
目標とする営農類型	主穀作					
経営改善の方向の概要	<p>・現在は、他産業との兼業であるが、今後は、集落内を中心に規模拡大を行い、スケールメリットの追求等により農業所得の向上を図る。</p> <p>・主な従事者1人当たり所得目標 550万円 労働時間 2,000時間</p>					
農業経営規模の拡大に関する目標	作目・部門名		現 状		目標（平成23年）	
			作付面積 飼養頭数	生産量	作付面積 飼養頭数	生産量
	水稲		3.0ha	15.3t	10.0ha	51.0t
	大豆		1.0ha	1.0t	10.0ha	20.0t
	大麦				5.0ha	
経営面積合計				20ha		
経営 耕地	区分	地目	所在地 (市町村名)	現 状	目標（23年）	
	所有地	田	市	1ha	1ha	
	借入地	田	市	2ha	9ha	
作業 受託	作 目		作 業		現 状	目 標
	水稲		耕起・代かき	2.0ha	3.0ha	
			田植え	1.0ha	3.0ha	
			収穫	3.0ha	6.0ha	
	単 純 計			6.0ha	12.0ha	
換 算 後			2.0ha	4.0ha		
その他の関連 ・ 附 帯 事 業	事業名	内 容		現 状	目 標	

基本構想を参考に記入

5年後

1 農業生産法人にあつては、氏名欄には法人名及び代表者名を、生年月日欄には法人設立年月日を記載する。

2 夫婦・親子等が共同で一の農業経営改善計画に認定を申請する場合には、申請者欄に全員の氏名、生年月日を連記する。

3 氏名又は代表者の氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。(通常 記名押印、署名のみで可にするかは各事務局に要確認)

4 「**経営改善の方向の概要**」欄には、農業経営の現状として、専業、兼業の別、主要作目の生産状況、所得水準等を記載し、必要に応じ現在の経営に至るまでの発展経緯についても記載する。

また、目標とする営農類型へ向けた経営改善の方策について、例えば「規模拡大によるスケールメリットの追求」等と記載し、経営改善の方策の達成の結果として見込まれる主要作物の規模、生産見込み、所得見込み、主たる従事者の年間労働時間の見込み等を記載する。

5 「農業経営規模の拡大に関する目標」欄には、次の事項を記載する。

ア 「作業受託」欄に、作目別、基幹作業別に、作業受託面積を記載するとともに、「換算後」欄に「作業受託面積÷作業数」により換算した面積を記載する。

イ 「その他関連・附帯事業」欄に、農産加工等について記載する。

ウ 生産調整の対応は必ず記入する。(生産調整に対応しないと、農業経営改善計画の認定基準である、基盤強化法第12条第4項第2号の「農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。」に合致しない)

つまり、生産調整対策が考慮されない農業経営改善計画は「農用地の効率的かつ総合的かつ総合的な利用を図る」上で適切とは認められない。

生産方式の合理化の目標	機械・施設	機械・施設名		形式、性能、規模等及びその台数	
				現状	目標(23年)
	トラクタ		20ps 1台	50ps 1台	
	田植機		5条1台	8条1台	
コンバイン		2条1台	5条1台		
大豆コンバイン			1台		
農用地の利用条件	現状		目標(23年)		
	20~30アール区画中心		基盤整備済みの30a以上の区画のほ場を中心に連担化を進める。		
作物・部門別合理化の方向	作目・部門名	現状		目標(23年)	
	水稲	コシヒカリのみ		品種構成を見直し作業集中を回避、直播導入	
	大豆	ビーンハーベスタを利用		大豆コンバインを導入	
		現状		目標(23年)	
経営管理の合理化の目標		・単式記帳		・パソコンによる経理処理 ・複式簿記記帳	
農業従事の態様等の改善の目標		・給与・休日等、特にさだめていない。		・家族経営協定の締結による給与制、休日制の導入	
目標を達成するためにとるべき措置	経営改善の目標		措置		
	規模拡大		・本制度を活用し、農業委員会より農地のあっせんを受ける		
	生産方式の合理化		・農業制度資金を活用し、機械施設の設備拡充を行う		
	経営管理の合理化		・早生品種、直播の導入により作業の平準化を図る。		
農業従事態様の改善		・農業会議主催の簿記研修会等により、複式簿記を習得するとともに、パソコンにより、経理の合理化を図る。			
		・家族経営協定の締結により、休日、給与等を明確にする。			
参考	氏名(家族農業従事者及び農業生産法人の構成員)		年齢	経営主との続柄等	年間農業従事日数(日)
	立山 一郎		55	本人	現状 150 見通し 250
	花子		50	妻	現状 50 見通し 100
農業労働力	常時雇(年間)		実人数	現状 人	見通し 人
	臨時雇(年間)		実人数	現状 人	見通し 人
			延べ人数	現状 人	見通し 人
	(参考) 他市町村の認定状況		認定市町村	認定年月日	備考

- 6 「生産方式の合理化に関する目標」欄には、次の事項を記載する。
- ア 「機械・施設」欄に、機械・施設の型式、性能、規模ごとに台数を記載するとともに、リース、レンタル、共同利用等による場合は、その旨を記載する。
 - イ 「農用地の利用条件」欄に、主として利用する圃場の区画の大きさ、団地化した圃場の規模、数、通作距離等を記載する。
 - ウ 「作目・部門別合理化の方向」欄に、の作目・部門ごとに品種構成、作付体系、飼養管理の方法等生産方式の合理化について記載する。
- 7 「経営管理の合理化に関する目標」欄には、簿記記帳、経営内役割分担、経営形態の近代化等について記載する。
- 8 「農業従事の態様等の改善に関する目標」欄には、休日制の導入、ヘルパー制度活用による労働負担の軽減等について記載する。
- 9 「目標を達成するためにとるべき措置」欄には、からまでに掲げた目標を達成するための具体的な方策について、例えば、耕地面積の規模拡大に関しては、「本認定制度を活用した農業委員会への申し出、あっせんの仕組みの利用」等と記載する。

なお、農業改良資金等の制度資金の融資を受けることを予定する場合は、予定資金、資産及び負債の現状、今後の資金需要等を記載する。

- 10 「(参考)農業労働力」については、現在は農業従事しているが5年後は離農する見込みの者、及び現在は就農していないが5年後は農業従事する見込みの者についても記載する。

なお、農業生産法人にあっては、「氏名」欄に法人の事業に常時従事する構成員を、「経営主との続柄等」欄には世帯区分を記載する。

主たる従事者が現在60歳以上の方は、後継者を記入

- 11 農業経営改善計画の認定を受ける時以後新たに農業を開始する者にあつては、「**経営改善の方向の概要**」欄に、新たに農業を開始する予定年月日を記載するとともに、からの各「現状」欄に、新たに農業を開始する予定時の状況と合わせて、就農3年後の農業経営の状況をかっこ書きで記載する。

第3章 農業経営改善計画

(農業経営改善計画の認定等)

第12条 同意市町村の区域内において農業経営を営み、又は営もうとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業経営改善計画を作成し、これを同意市町村に提出して、当該農業経営改善計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 前項の農業経営改善計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

1. 農業経営の現状
2. 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善等の農業経営の改善に関する目標
3. 前号の目標を達成するためとるべき措置
4. その他農林水産省令で定める事項

3 第1項の農業経営改善計画には、当該農業経営を営み、若しくは営もうとする者から当該農業経営に係る物資の供給若しくは役務の提供を受ける者又は当該農業経営の円滑化に寄与する者が当該農業経営の改善のために行う措置に関する計画を含めることができる。

4 同意市町村は、第1項の認定の申請があつた場合において、その農業経営改善計画が次に掲げる要件に該当するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

1. 基本構想に照らし適切なものであること。
2. 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。
3. その他農林水産省令で定める基準に適合するものであること。